

本件ハ既ニ六月十九日掲示ヲ以テ聲明セル通ニシテ
会社ハ其實現ニ期スヘイ努力シアルモ要求通ノ設備
ヲ為シ得ルヤ否ハ今ヨリ確答スルヲ得ヌ要求ハ考案
トシテ聴取ニ置クヘシ

三、貸出金ノ件

本件ハ本年三月三日弁表セル如ク營業規則ニ違反セ
サル者只回収ノ見込アル者ニ対シテ立替貸金ノ為メ
亦規ヲ變更スルヲ得ヌ但書ノ如キ社則ニ絶対違反セ
サルコトハ理由ノ如何ヲ問ハズ運轉手當然ノ義務ト
ス

四、營業規則ノ件

本件ハ協定ニ基ク委員ノ意向ヲ考照シテ其改正案ヲ
作成シ六月廿一日談委員ニ対シ内示セル所アリタル
モ示メ決定ニ至ラズ
五、三台ノ營業停止ニ対シ解除ノ件

本件ハ營業規則等違反ノ重キ者ニ對シタル如ク分
ナレバ未納金ヲ會社へ完納シタル上ニ非カレバ考慮
ノ餘地ナキモノトス

六、濱所營業所々屬從業員給與方ノ件

本件ハ直營業運轉手トノ直接交渉ニ屬スヘキモノニ
シテ乍遺憾回答ノ限ニ非サルモノトス

大正十五年八月五日

以上

小型自動車株式會社

運轉手一同

御中